

第19回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年12月25日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第51号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 4件 |
| 第 5 | 報告第52号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第53号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第90号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 4件 |
| 第 8 | 議案第91号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第92号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第10 | 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第11 | 議案第94号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 11件 |

○出席委員(16名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
7番 森田 享子 君	8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君
10番 平間 清 君	11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君
13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君
16番 佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■ 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主 査 高橋 望 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第19回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時36分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・澁谷君 2番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第19回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第51号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第51号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第51号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、14.5ha。

指名年月日、平成30年11月20日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、津野委員。

なお、番号2から番号3まで指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、11.1ha。

番号3。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、17.3ha。

番号4。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん。

申出面積、45.0ha。

指名年月日、平成30年12月4日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第51号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第52号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第52号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第52号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、津野委員、類瀬委員。

報告年月日、平成30年11月19日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字チャンベツ原野149-1。

現況地目、畑。

面積、4,002㎡外7筆、合計面積は105,997㎡。

価格、2,359,000円。

譲受人指名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続いて土地の所在、字チャンベツ原野91-3。

現況地目、採放地。

面積、17,187㎡外2筆、合計面積は100,221㎡。

価格、2,780,000円。

譲受人指名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金。

合計11筆、合計面積は206,218㎡、合計価格は5,139,000円となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

報告第52号、番号1について報告致します。

平成30年10月5日に、あっせん委員の指名があり、平成30年10月17日に類瀬委員、津野委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成30年11月19日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第52号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第53号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。報告第53号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第53号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、、
さん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、高松委員、平間委員。

報告年月日、平成30年12月11日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ655-1。

現況地目、畑。

面積、139,054㎡外4筆、合計面積は211,946㎡。

年間賃貸料、79,480円。

借受人氏名、さん。

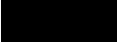
賃貸借期間につきましては、公告の日から平成35年10月25日までとなっております。

続いて、土地の所在、字オソツベツ647-1。

現況地目、畑。

面積、74,727㎡外2筆、合計面積は238,774㎡。

年間賃貸料につきましては、129,260円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間、公告の日から平成35年10月25日まで。

合計8筆、合計面積450,720㎡となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 1番・澁谷君。

○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷です。

報告第53号、番号1について報告致します。

12月11日に役場小会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には平間委員、高松委員と私が指名され、事務局より湊谷主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[]さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地です。

5年後に公社より取得する予定の[]さん、[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局の説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、1番・湊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第53号内容1件については報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

◎議案第90号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第90号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第90号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり4件であります。

番号1。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字阿歴内原野北2線196-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,012㎡外4筆、合計面積は246,236㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成23年7月1日。

契約期間は、平成23年7月1日から平成33年6月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年12月6日。

土地の引渡し時期、平成30年12月6日。

番号2。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字阿歴内26-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、162,926㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成28年11月1日。

契約期間は、平成28年11月1日から平成38年10月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年12月6日。

土地の引渡し時期、平成30年12月6日。

なお、番号3から番号4は、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字阿歴内147-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,419㎡外1筆、合計面積は45,456㎡。

契約年月日、平成27年8月31日。

契約期間、平成27年8月31日から平成37年8月30日まで。

番号4。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字阿歴内原野南2線180-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、47,068㎡外1筆、合計面積は99,813㎡。

契約年月日、平成27年8月31日。

契約期間、平成27年8月31日から平成37年8月30日まで。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 斉君) 13番・津野です。

議案第90号、番号1から番号4について報告致します。

12月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人[redacted]さんの法人化に伴い、賃貸人[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんとそれぞれ合意解約するものです。

土地の引渡しは平成30年12月6日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年12月6日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第90号、内容4件については原案可決されました。

◎議案第91号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第91号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第91号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字チャンベツ原野146-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,389㎡他2筆。

農地区分、一般民有地。

利用状況、道路用地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、甲斐委員、類瀬委員、津野委員。

調査年月日は、平成30年11月26日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第91号、番号1について報告致します。

11月10日付けで調査依頼がありまして、11月26日に類瀬委員、津野委員と、事務局より、相撲局長、湊谷主事、土地所有者のXXXXXXXXXXさんの案内で現地調査をさせていただきました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、通路に囲まれた袋小路で、宅地周辺の立木などがみられ、隣接農地とはっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第91号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第92号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第92号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第92号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字多和330番地1。

現況地目、原野。

面積、14,366㎡の内3,546.17㎡。

事業計画の名称、堆肥舎施設整備。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、堆肥舎129.6㎡、ロール置場・スタック2,701.68㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

議案第92号、番号1について報告致します。

12月13日に事務局より調査の依頼があり、12月17日に嶋中委員、森田委員、渡邊委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[]で[]を営む[]さんが、所有地に堆肥舎を建設をするために、農振農用区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請をし、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認いたしております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周囲には農地等以外に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

区分、除外。

地番、字上多和原野基線61番地2。

現況地目、原野。

面積、3,975㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、[]、[]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル740枚。

土地所有者、[]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もなだらかであることから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第92号、番号2について報告致します。

この案件につきましては、4月25日に行われた第11回にて審議された、現況証明願申請で現地を確認しておりますので、改めての現地調査は行っておりません。

申請地は参考資料の6ページから7ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが太陽光発電設備を設置するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないものと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜のなだらかであることから、底地の整備も容易であり、農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第92号、内容2件については原案可決されました。

◎議案第93号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10、議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第93号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字オソツベツ317-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、9,365㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は国有地払下げのため、譲受人は国有地払下げを希望するため。

資金調達の方法及び価格、自己資金106,000円。

世帯員又は構成員、譲受人が2名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が9,365㎡、譲受人が487,422㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第93号、番号1について報告致します。

12月7日に、事務局より調査依頼があり、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人の[redacted]さんは、国有地払い下げのため農地を譲渡し、譲受人の[redacted]さんは国有地払い下げを希望するため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[redacted]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[redacted]さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認されましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[redacted]さんの経営面積は申請地を含め約49.6haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線148-2。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、26,731㎡外33筆、合計面積が571,423㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から25年間）。

権利移転設定の理由、貸付人が長男に経営移譲したい、借受人が営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員、貸付人が3名、借受人が同一世帯となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が571,423㎡のうち借入地が72,789㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 齊君） 13番・津野です。

議案第93号、番号2について報告致します。

12月7日に事務局より調査の依頼があり、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさんは、借受人のXXXXXXXXXXさんと共に経営移譲のため、今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXさんの世帯員、経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を借受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても申請書に記載されているとおり確認しましたので、農地すべてについて、耕作に常時従事するものと認められます。

XXXXXXXXXXさんの経営面積は申請地を含め、約57.1haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し耕作することによる、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各号に該当せず要件を満たしておりますので、許可について

は問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野411-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,236㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入2,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が3名、譲受人の構成員が15名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が1,819,955㎡うち借入地が1,101,531㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第93号、番号3について報告致します。

12月10日に事務局より調査の依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の

XXXXXXXXXXさんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事す

るかについても、申請書に記載された通り確認しましたので、農地すべてについて、耕作に常時従事すると認められます。

■■■■■■■■■■の経営農地面積は申請地を含め、約2.2haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に常時従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各号に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第93号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第94号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第94号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容11件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第94号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり11件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■さん。

土地の所在、字オソツベツ647-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、74,727㎡外2筆、合計面積は238,774㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年12月27日から平成35年10月25日まで。

土地の引渡時期、平成30年12月27日。

金額、年間129,260円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（君復席）

続いて、番号2を議題と致します。

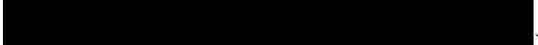
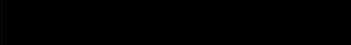
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2について説明させていただきます。。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字オソツベツ655-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、139,054㎡外4筆、合計の面積は211,946㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年12月27日から平成35年10月25日まで。

土地の引渡時期は、平成30年12月27日。

金額、年間79,480円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましても、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりま

せん。

以上です。

- 会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
お諮り致します。
番号3から番号4まで内容2件につきまして、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号3から番号4まで内容2件について一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長小幡君。

- 振興係長（小幡裕也君） はい。
番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字西標茶159-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,689㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、平成30年12月27日。

対価の支払期限、平成31年2月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、514,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字西標茶67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,987㎡外22筆、合計面積が805,040㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、30,653,000円。

なお、番号3、番号4につきまして、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3から番号4まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上多和75-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計面積は330,303.60㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成30年12月27日。

対価の支払期限は、平成31年2月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、13,514,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましてはあっせん案件のため改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号5について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

お諮り致します。

番号6から番号7まで内容2件につきまして、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号6から番号7について説明させていただきます。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ原野91-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、17,187㎡外2筆、合計面積は100,221㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成30年12月27日。

対価の支払期限は、平成31年3月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、2,780,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じですので説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ原野149-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,002㎡外7筆、合計面積は105,997㎡。

価格、2,359,000円となっております。

なお、番号6、7につきましてあっせん案件のため改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号6から番号7まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号8から番号11まで内容4件につきまして、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号11まで内容4件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8から番号11について説明させていただきます。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線196-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,012㎡外4筆、合計面積は246,236㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年12月27日から平成40年12月26日まで。

土地の引渡時期、平成30年12月27日。

金額、年間300,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9から番号11につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字阿歴内26-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、162,926㎡。

金額は、年間488,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号10。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内147-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,419㎡外1筆、合計面積は45,456㎡。

金額は、年間120,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号11。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線180-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,068㎡外1筆、合計面積は99,813㎡。

金額は、年間100,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8から番号11につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第94号、番号8から番号11について報告致します。

12月7日付けで事務局より調査の依頼がありまして、12月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規賃貸契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8から番号11まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号11まで内容4件については原案可決されました。

以上をもって、議案第94号、内容11件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第19回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第19回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時35分閉会）